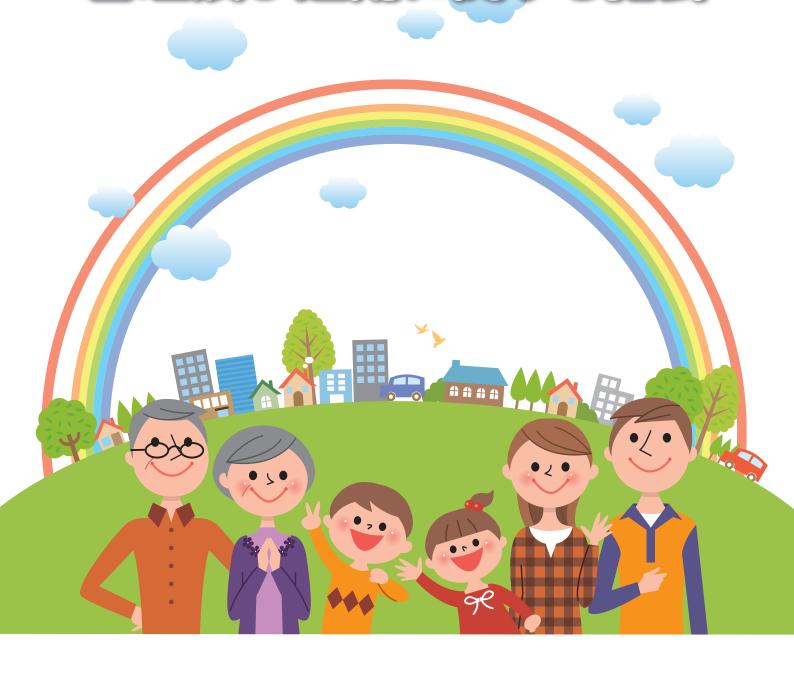
山形県防犯カメラの 管理及び運用に関する指針



平成 31 年 2 月



第1 指針の目的・対象

1 指針策定の目的

山形県では、「山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例」(平成 19 年条例第 25 号)を制定し、県民をはじめ、事業者、ボランティア、関係団体、行政等の様々な主体が協働・連携しながら、だれもが犯罪のない安全で安心な暮らしを実感できる社会の実現を目指しています。

こうした中、犯罪の未然防止や検挙に効果がある防犯カメラの有用性に対する認識が高まって おり、商業施設や金融機関、駐車場など私たちの暮らしの中で普及しつつあります。

一方、多様な主体が防犯カメラを設置することによって、知らないうちに撮影されたり、本来 の目的から逸脱して画像を利用されたりするのではないかと不安を感じる方々もいます。

このことを受けて県では、プライバシーの侵害に対する県民の不安を解消し、防犯カメラの適 正かつ効果的な運用を促進するため、防犯カメラの管理及び運用に関する指針を策定しました。

この指針は、防犯カメラを設置し、管理・運用される方々に守っていただきたい基本的な事項をまとめたものです。

この指針に沿って、県民等のプライバシーなどに十分配慮しながら、防犯カメラの適正な管理 及び運用に努めてください。



2 指針の対象となる防犯カメラ

指針の対象となる防犯カメラは、設置主体に関わらず、次の **3つの要件を全て満たす** とします。

(1) 設置目的

犯罪の防止を目的に設置されているカメラ

※ 施設管理や事故防止、防火・防災等を主目的に設置されたカメラであっても、犯罪を防止する目的を併せ持つカメラはこの 指針の対象とします。



(2) 設置場所

不特定かつ多数の人が利用又は往来する施設や場所を撮影するために設置されているカメラ

- ※ 施設や場所の例
 - 道路、公園、広場、駐車場、駐輪場
 - 商店街、繁華街、地下道・駅などの自由通路
 - 空港ターミナル、鉄道駅、バスターミナル、道の駅
 - 金融機関、小売店・百貨店・複合施設などの商業施設、病院
 - 劇場、映画館、美術館、スポーツ・レジャー施設、観光施設、ホテル・旅館
 - 寺院、神社
- ※ マンション・アパート等共同住宅の建物内や事業所・工場等の敷地内などのうち、不特定かつ多数の人が出入りする共用の出入り口やエレベーターホールなどを撮影するカメラは、この指針の対象とします。

(3) 設置機器

画像を記録媒体(ハードディスク、メモリーカード等)に保存する機能を 備えたカメラ





第2 防犯カメラの管理及び運用に当たって配慮すべき事項

1 目的外利用の禁止

防犯カメラを設置及び運用する者(以下「設置者等」という。)は、防犯カメラの設置目的を 逸脱した利用を禁止します。

2 設置場所、撮影範囲

防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害するおそれがあり ます。

設置者等は、防犯効果が発揮され、かつ、私的な空間や不必要な画像が撮影されないよう撮影 範囲を設定し、防犯カメラの設置場所、設置台数、撮影方向等を定めてください。

3 設置の表示

設置者等は、防犯カメラが設置されていることが誰にでも認識できるよう、 防犯力メラを設置していること及び設置者等の名称・連絡先を設置区域内に わかりやすく表示してください。

- ※ 設置場所から設置者等が明らかである場合は、名称・連絡先の表示を 省略することができます。
- ※ 複数の防犯カメラを設置する場合で、撮影される範囲が認識できると きは、必ずしも全てのカメラに表示する必要はありません。

犯 カ

【表示の例】

連絡先〇〇一×× ラ作

4 管理責任者・操作取扱者の指定

設置者等は、画像の適正な取扱いや情報の漏えい防止に配慮するため、管理責任者を指定して ください。

また、管理責任者が自ら防犯カメラを操作することができない場合は、操作取扱者を指定し、 その指定を受けた者だけに機器の操作等を行わせてください。

※ 管理責任者は、防犯カメラの設置店舗の店長や警備責任者など、防犯上必要な業務を適正 に遂行できる者を指定します。

5 設置者等の責務

設置者及び管理責任者は、プライバシー等に十分配慮した取扱いをするため、次の事項を守る べき責務とします。

- (1) 撮影された画像を適正に保存し管理すること。
- (2) 撮影された画像の利用や提供を制限すること。
- (3) 苦情や問い合わせ等に対して適切に対応すること。
- (4) その他防犯カメラの適正な管理及び運用に関し、必要な措置をとること。

6 撮影された画像の適正な管理

防犯カメラの機器については、画像のデジタル化や記録媒体の小型化・大容量化が進み、画像の複写や持ち出しが容易になっていることを踏まえ、設置者等、管理責任者及び操作取扱者は、画像の漏えい、滅失、き損、改ざん等を防止する等の安全管理を図るため、次の事項に留意し、必要な措置をとってください。

(1) モニターや録画装置、記録媒体がある場所について、施設や機器の状況に応じた情報の漏えい防止措置をとること。

また、画像を記録した記録媒体は施錠のできる保管庫等に保管し、外部への持ち出しや転送ができない措置をとること。

- ※ 情報の漏えい防止措置の例 設置施設の施錠・許可した者以外の立入禁止・画像再生時のパスワード設定など
- (2) 記録した画像の不必要な複写や加工を行わないこと。
- (3) 画像の保存期間は、設置目的を達成する範囲内で必要最小限度の期間とし、最長で概ね 1 か月以内とすること。ただし、設置者等が業務の遂行又は犯罪・事故の捜査に協力するために特に必要と判断する場合は、保存期間を延長できるものとする。
- (4) 保存期間を経過した画像は速やかに消去するか、上書きによる消去を確実に行うこと。
- (5) 記録媒体を処分するときは、破砕又は復元できない完全な消去等を行い、画像が読み取れない状態にすること。また、処分の日時、方法等を記録しておくこと。
- (6) 防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、ウイルス対策ソフトの使用や、パスワードの設定などにより、情報の漏えい防止措置をとること。



7 撮影された画像の閲覧・提供の制限

(1) プライバシーを保護するため、次の場合を除き、設置者等、管理責任者及び操作取扱者が、 防犯カメラで撮影された画像を設置目的以外に利用することや、第三者に閲覧させたり、提供したりすることを原則禁止します。

なお、第三者に画像を閲覧させたり提供する場合には、できるだけ関連する部分に限って 行うこと。

ア 法令に基づく場合

裁判官が発する令状に基づく場合 (刑事訴訟法第 218 条第 1 項) や、捜査機関からの照 会に基づく場合 (刑事訴訟法第 197 条第 2 項) 等

イ 人の生命・身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

- ※ 迷子や認知症等の行方不明者の安否確認に必要な場合、災害発生時に被害状況を情報提供する場合等が想定されます。
- ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のために情報提供を求められた場合
 - ※ 警察の任意捜査への協力等が想定されます。
- エ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合
 - ※ この場合でも、画像に記録されている他の人の画像や住居の様子等が見えないよう、マスキング処理を行うなど配慮し、他の人のプライバシーを侵害することがないよう、細心の注意が求められます。
- (2) 画像の閲覧・提供に当たっては、設置者等及び管理責任者が、その必要性を十分検討するとともに、要請者に身分証明書等の提示を求めるなど、身元確認を確実に行ってください。また、画像を閲覧・提供した場合は、提供日時、提供先、画像の内容、提供理由等を記録し、その記録を一定期間保存してください。

※ P9【画像提供記録書の例】参照

8 秘密の保持

設置者等、管理責任者及び操作取扱者は、防犯カメラによって人物の容ぼう・姿態といった個人情報を大量に収集し管理することになるため、記録された画像のほか、画像から知り得た情報を漏えいしたり、不当に使用したりすることを禁止します。なお、その職でなくなった後においても同様です。

9 苦情等への対応

設置者等及び管理責任者は、防犯カメラの管理及び運用に関する苦情や問い合わせ等に対し、誠実かつ迅速に対応してください。

なお、必要に応じて、あらかじめ、苦情等の対応担当者を指定したり、対応要領を定めたりすることも有用です。

10 業務の委託

設置者等は、防犯カメラの管理・運用に関する業務の全部又は一部を事業者等に委託する場合は、この指針及び管理・運用規程の遵守を委託契約の条件にするなど、情報の漏えい防止やプライバシー保護に配慮した適正な管理・運用を委託先に徹底してください。

11 設置機器のセキュリティ対策

設置者等及び管理責任者は、セキュリティ対策のための日常的な点検に加え、定期的に保守点検を行ってください。

また、パソコン等で防犯カメラの画像を取り扱う場合は、最新のウイルス対策ソフトを導入するなど、セキュリティ対策を徹底してください。

12 管理・運用規程の策定

設置者等及び管理責任者は、防犯カメラの管理・運用を適正に行うため、設置目的や運用形態に合わせ、次の事項を盛り込んだ管理・運用規程を定めてください。

|※P7~8「防犯カメラ管理・運用規程(参考例)」参照|

- (1) 趣旨
- (2) 設置目的
- (3) 設置場所等
- (4) 管理責任者等
- (5) 画像の管理
- (6) 画像の利用及び閲覧・提供の制限
- (7) 苦情等への対応
- (8) 業務の委託
- (9) 保守点検



第3 個人情報保護法等の遵守

防犯カメラで撮影され、記録された画像は、特定の個人が識別できる場合には、「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)」等に規定する個人情報に該当し、保護の対象となります。

設置者等、管理責任者及び操作取扱者は、個人情報を取り扱う場合は、この指針のほか、「個人情報の保護に関する法律」や、地方公共団体が定める「個人情報保護条例」に基づき、適正に取り扱ってください。

第4終わりに

この指針は、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護等との調和を図るために配慮していた だきたい基本的事項をまとめたものです。

実際の管理・運用に当たっては、この指針を参考にされるとともに、それぞれの設置目的や運用形態に合わせた管理・運用規程を定めるなど、適正な管理及び運用に努めてください。

防犯カメラ管理・運用規程(参考例)

1 趣旨

この規程は、個人のプライバシーの保護に配慮し、次項に定める設置目的を達成するため、 〇〇〇 (場所・施設) に設置する防犯カメラの管理及び運用に関し必要な事項を定めることにより、その適正な管理・運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは○○○(場所・施設)における犯罪防止のために設置する。

※ 施設管理や防災など、その他設置目的がある場合は列挙します。

3 設置場所等

(1) 設置場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、〇〇〇(場所・施設)に〇台の防犯カメラを設置する。

※ 配置図には、カメラの設置箇所、撮影方向を表示します。

P9【配置図の例】参照

(2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。

※ 表示板には、設置者名及び連絡先を記載します。

P9【表示の例】参照

- ※ 設置場所から設置者等が明らかである場合は、設置者名・連絡先の表示を省略することができます。
- ※ 複数の防犯カメラを設置する場合で、撮影される範囲が認識できるときは、必ずしも全てのカメラに表示する必要はありません。

4 管理責任者等

- (1) 防犯カメラの適正な管理・運用を図るため管理責任者を置く。
- (2) 管理責任者は、〇〇〇〇とする。
- (3) 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置く。
- (4)操作取扱者は、○○○○とする。(又は「操作取扱者は、管理責任者が指定した者とする。」)
 - ※ 管理責任者自らが防犯カメラを取り扱う場合は、(3)と(4)は不要です。
- (5) 管理責任者の責務は次のとおりとする。
 - ア 撮影された画像を適正に保存し管理すること。
 - イ撮影された画像の利用や提供を制限すること。
 - ウ 苦情や問い合わせ等に対して適切に対応すること。
 - エ その他防犯カメラの適正な管理及び運用に関し、必要な措置をとること。

5 画像の管理

(1) 保管場所

録画装置の保管場所は、〇〇〇〇とする。記録媒体は施錠のできる保管庫等に保管し、外部への持ち出しや転送を禁止する。保管場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができない。

(2) 画像の不必要な複写等の禁止

保存した画像の不必要な複写や加工を行わない。

(3) 保存期間

保存期間は、〇〇〇とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認めた場合は、保存期間を延長することができる。

※ 指針では、保存期間の目安として最長で概ね1か月以内という基準を示しています。

(4) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、速やかに消去するか上書きによる消去を確実に行う。

記録媒体を処分するときには、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上処分し、処分した日時、方法等を記録する。

6 画像の利用及び閲覧・提供の制限

- (1) 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しない。また、次の場合を除き第三者への閲覧・提供を禁止する。
 - ア 法令に基づく場合
 - イ 人の生命・身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合
 - ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合
 - エ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合
- (2) 画像の閲覧・提供に当たっては、要請者に身分証明書等の提示を求めるなど、身元の確認を行うとともに、閲覧・提供した日時、提供先、画像の内容、提供理由等を記録し保存する。

|P9 【画像提供記録書の例】参照|

7 苦情等への対応

管理責任者は、防犯カメラの管理及び運用に関する苦情や問い合わせ等を受けた場合は、誠実かつ迅速に対応する。

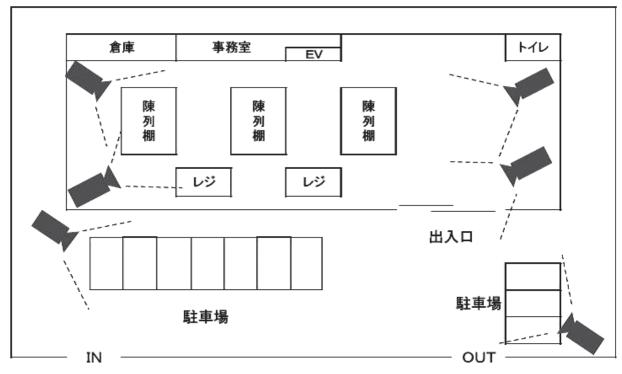
8 業務の委託

防犯カメラの管理・運用に関する業務の全部又は一部を事業者に委託する場合は、受託者に本 規程を遵守させ、情報の漏えい防止やプライバシーの保護に配慮した適正な管理・運用を徹底さ せるものとする。

9 保守点検

防犯カメラの機能維持のため、○か月ごとに保守点検を行うものとする。

【配置図の例】



道路

【表示の例】

防犯カメラ作動中 防犯カメラ作動中

【画像提供記録書の例】

- 1
)
)
-

山形県防犯カメラの管理及び運用に関する指針

山形県防災くらし安心部 消費生活・地域安全課 〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8-1 TEL 023-630-2460 FAX 023-625-8186

